



インベスコ アジア・インフラ・ファンド

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書（交付目論見書）

平成 28 年 2 月 8 日



Invesco Asia Infrastructure Fund



- 本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの販売会社、基準価額等は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

●委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

照会先	お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 (受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)
	ホームページ http://www.invesco.co.jp/

●受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三菱UFJ信託銀行株式会社

インベスコ・アセット・マネジメント

＜商品分類＞			＜属性区分＞			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ※
追加型投信	海外	株式	株式 (一般)	年2回	アジア・ オセアニア・ エマージング	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

委託会社の情報

委 託 会 社 名	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
設 立 年 月 日	平成2年11月15日
資 本 金	4,000 百万円（平成27年12月末現在）
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	1 兆 219 億円（平成27年12月末現在）

- 本書により行う、インベスコ アジア・インフラ・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年8月6日に関東財務局長に提出しており、平成27年8月7日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年2月8日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの投資信託財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき、受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を除くアジア・太平洋諸国・地域のインフラストラクチャー関連事業を営む企業が発行する株式を主要投資対象とし、投資信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1.

主として、日本を除くアジア・太平洋諸国・地域のインフラストラクチャー関連事業^{※1}を営む企業^{※2}が発行する株式^{※3}への分散投資を行います。

※1 ファンドにおいて、インフラストラクチャー関連事業とは、経済インフラ、公共事業インフラ、社会インフラ、商業インフラに関わる設計、コンサルティング、開発、製造、建設、運用、保守管理、運営管理、プロジェクト・ファイナンスなどの事業をいいます。

※2 ファンドにおいて、アジア・太平洋諸国・地域の企業とは、下記条件のいずれかを満たすものをいいます。

・アジア・太平洋諸国・地域の証券取引所に上場している企業

・アジア・太平洋諸国・地域に登録されている企業

・アジア・太平洋諸国・地域以外で設立されているが、その事業活動の 50%以上をアジア・太平洋諸国・地域で行っている企業

・当該企業の持株会社がアジア・太平洋諸国・地域に登録されている企業

※3 投資対象には、DR(預託証券)、優先株式および償還金額等が企業の株価に連動する効果を有するリンク債なども一部含まれます。

2.

長期的に市場平均を上回る利益成長率が見込まれる企業に焦点を当て、企業の業績などのファンダメンタルズ、株価のバリュエーションなどに関する評価・分析により投資銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します。

3.

外貨建資産への投資に当たっては、原則として為替ヘッジを行いません。

4.

インベスコ・香港・リミテッド（香港）およびインベスコ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド（シンガポール）に運用の指図に関する権限を委託します。

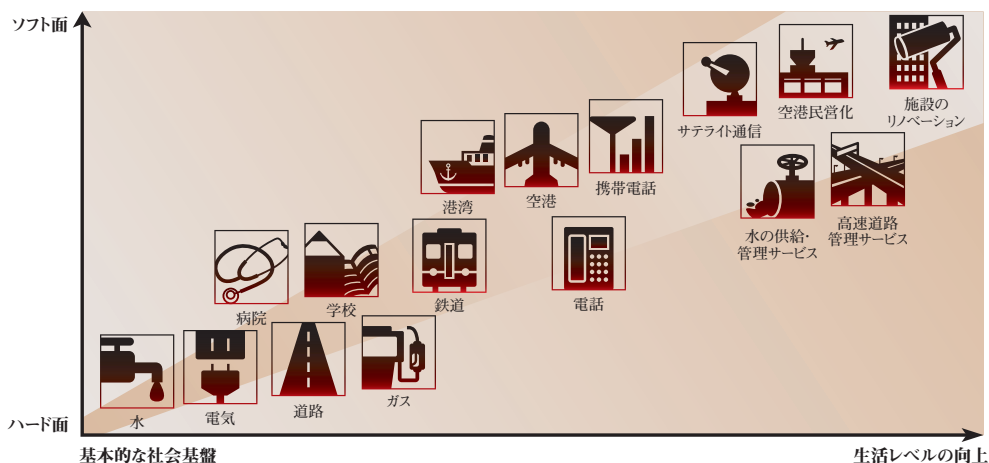
1. ファンドの目的・特色

ファンドの投資対象

アジア・太平洋諸国・地域におけるインフラ関連の投資機会

■アジア・太平洋諸国・地域では、広範囲におよぶインフラ整備が同時に進行しており、幅広いインフラ関連の投資機会が存在しています。

【主なインフラのステージ】



*上図はイメージです。

■インフラ供給において、民間や官民共同のプロジェクトが多岐にわたり行われています。

経済インフラ

長期的経済成長を支えるためのインフラであり、長い運営期間と独占的地位を有します。
たとえば.. 道路(建設・整備・有料道路など)、空港およびこれら施設の管理・サービス、港湾、橋梁 など

公共事業インフラ

コミュニティが幅広く共有でき、人々の生活に必要な不可欠なサービスを提供します。
たとえば.. 水道、電気、ガス、代替エネルギー(風力・地熱発電など)、ダム など

社会インフラ

公共施設を社会に提供し、官民共同の開発プロジェクトで施設運営を効率化します。
たとえば.. 学校、病院、ショッピングモール、競技場、交通網 など

商業インフラ

民間主導で高付加価値の技術やサービスを提供し、インフラの施設運営の効率化を促します。
たとえば.. 携帯電話、サテライト通信、ごみ処理・工業廃棄物処理施設 など

■インフラ整備は、「計画⇒資金調達⇒設計⇒建設⇒保守・管理」が循環することで進展していきます。この循環の過程にも様々なインフラ関連の投資機会が存在しています。

ビジネス機会=企業にとっての収益機会

この段階で活躍する企業の例

・施設の運営・管理会社
・排水浄化事業会社
・廃棄物処理会社 など

設備・施設の制御、運営、管理

インフラ整備計画の立案

この段階で活躍する企業の例

・金融機関
・コンサルティング会社
・環境調査会社 など

各計画に必要な資金調達

設備・施設の点検、整備

この段階で活躍する企業の例

・建設資材の供給会社 (鉄鋼・コンクリート・金属・塗料等)
・建設会社
・建設機械会社
・電気工事会社
・水道施設会社
・通信敷設会社
・廃土処理会社 など

設備・施設の建設

設備・施設の設計

この段階で活躍する企業の例

・設計・デザイン会社 など

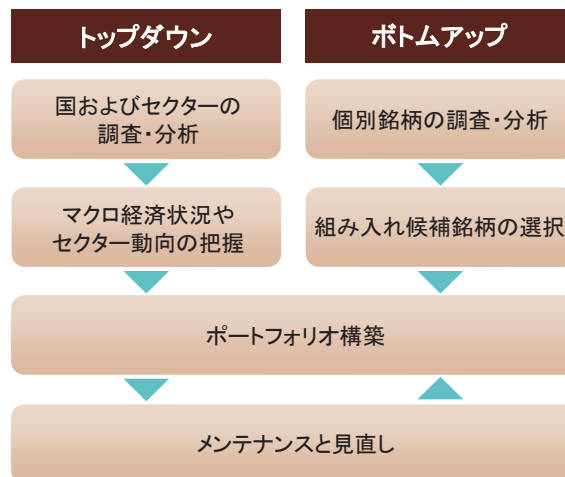
労働機会=雇用と賃金の創出

*上図は、インフラ整備の進展を説明するためのイメージ図です。実際のインフラ整備が、必ず当イメージ図で図示する順序、内容で進展することを示すものではありません。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの運用プロセス

- トップダウン・アプローチにより、マクロ経済状況やセクター動向を把握します。
- ボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の調査・分析を通じ、成長力・割安度を勘案して組み入れ候補銘柄を選択します。
- 企業の投資価値を判断してポートフォリオを構築し、継続的な見直しを行います。



* ファンドの運用プロセス等は、平成27年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

主な投資制限

株 式 へ の 投 資 割 合	制限を設けません。
同 一 銘 柄 の 株 式 へ の 投 資 割 合	投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外 貨 建 資 産 へ の 投 資 割 合	制限を設けません。
投 資 信 託 証 券 へ の 投 資 割 合	投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
デ リ バ テ ィ ブ 取 引 の 利 用	ヘッジ目的に限定します。

分配方針

- 年2回の5月10日および11月10日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

2. 投資リスク

- ファンドは、外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因

株価の変動リスク（価格変動リスク・信用リスク）	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなる場合があります。
流動性リスク	流動性や市場性が低い有価証券等について、期待される価格や希望する数量で売却できないことにより、基準価額が下落することがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

その他の留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- 分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券等を売却できないことがあります。
- コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

リスクの管理体制

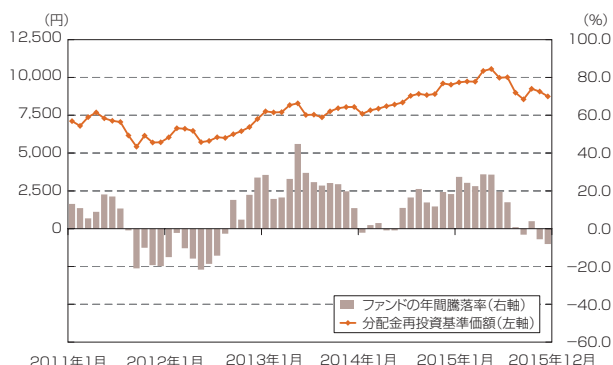
- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。
- プロダクト・マネジメント本部は、ファンドのパフォーマンス状況などを運用リスク管理委員会に報告し、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。また、コンプライアンス部は、ファンドのガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

* 上記リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

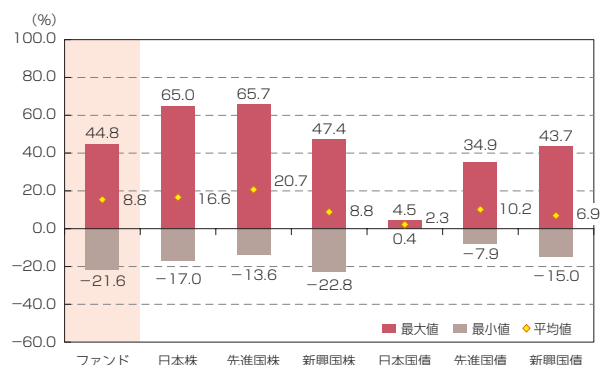
2. 投資リスク

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



ファンド : 2011年1月～2015年12月
代表的な資産クラス : 2011年1月～2015年12月

- * 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。
- * 代表的な資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数は以下の通りです。海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

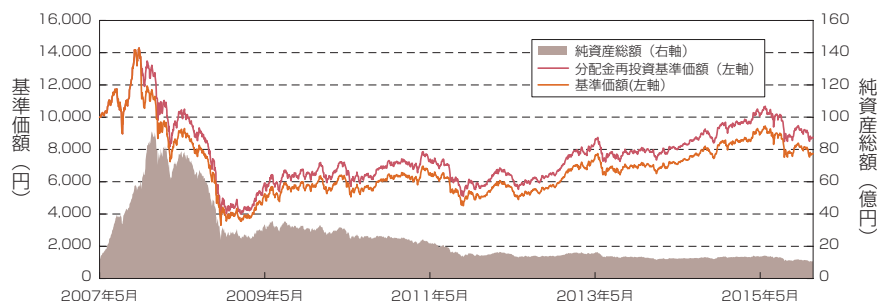
日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み） TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース） MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべて MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべて MSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社が MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース） シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、Citigroup Index LLC が開発した日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社が JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morgan はその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morgan からの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

3. 運用実績

(2015年12月30日現在)

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移(設定来)



* 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
* 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	7,742 円
純資産総額	1,065 百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
1 カ月	-3.6%
3 カ月	2.2%
6 カ月	-12.4%
1 年	-8.1%
3 年	20.5%
5 年	22.8%
設定来	-12.5%

* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2013年11月	2014年5月	2014年11月	2015年5月	2015年11月	設定来累計
分配金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	1,500 円

主要な資産の状況

■資産配分

	純資産比
株式	97.9%
キャッシュ等	2.1%

* 株式には、投資信託証券などが含まれます。

銘柄数	44
-----	----

■組入上位5カ国

	国名	純資産比
1	中国	28.5%
2	オーストラリア	14.5%
3	インド	14.3%
4	シンガポール	9.3%
5	インドネシア	7.4%

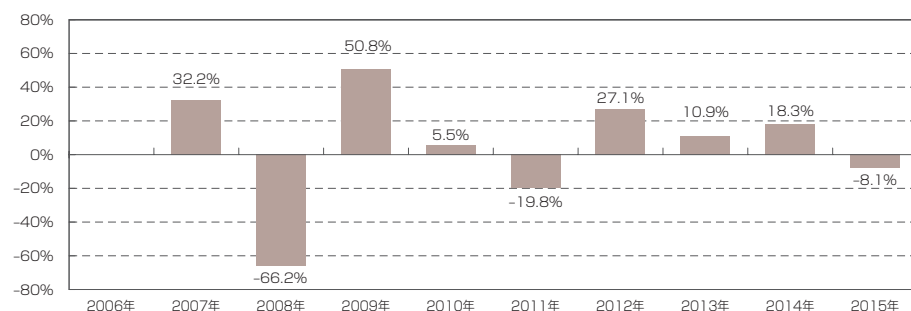
■組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	TELSTRA	オーストラリア	電気通信サービス	4.9%
2	CHINA MOBILE	中国	電気通信サービス	4.3%
3	ENN ENERGY HOLDINGS	中国	公益事業	3.6%
4	APA GROUP	オーストラリア	公益事業	3.3%
5	BHARTI INFRATEL	インド	電気通信サービス	3.3%
6	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	インドネシア	電気通信サービス	3.3%
7	CHINA GAS HOLDINGS	香港	公益事業	3.2%
8	COMFORTDELGRO	シンガポール	運輸	3.0%
9	JIANGSU EXPRESSWAY-H	中国	運輸	3.0%
10	AYALA	フィリピン	各種金融	2.9%

* 国名は発行体の国籍(所在国)などで区分しています。

* 業種はMSCI世界産業分類基準の産業グループに準じています。ただし業種の情報が入手できない銘柄については、委託会社の判断により独自に分類していることがあります。

年間収益率の推移



* ファンドにはベンチマークはありません。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

* 2007年はファンドの設定日(2007年5月11日)から年末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

4. 手続・手数料等

お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金不可日	香港の銀行休業日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	平成 27 年8月7日から平成 28 年8月8日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	平成 19 年5月 11 日から平成 29 年5月 10 日まで
繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
決算日	毎年5月 10 日および 11 月 10 日(ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 * 「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1,500 億円
公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度は、適用されません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める **3.24% (税抜 3.00%) 以内**の率を乗じて得た額

* 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。

信託財産留保額

換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に **0.30%**の率を乗じて得た額

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

投資信託財産の純資産総額に **年率 1.728% (税抜 1.60%)**を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分は、以下の通り(税抜)とします。

配分先	委託会社	販売会社	受託会社
役務の内容	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
配分(年率)	0.75%	0.75%	0.10%

* 委託会社が受け取る報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬が含まれます。

その他の費用・手数料

・組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。

・監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率 0.108%(税抜 0.10%)を上限として、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。

* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税: 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税: 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

* 上記税率は平成27年12月末現在の情報をもとに記載しています。

* 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

当ページは目論見書の内容ではありません。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成13年5月

○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

(野村證券株式会社
連絡先 03-3211-1811 又は お取引のある本支店)

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。
(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

(特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル))

注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に海外株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また為替の変動により損失を被ることがあります。

「インベスコ アジア・インフラ・ファンド」の購入時手数料について

- ◆ ファンドに係る購入時手数料は無手数料とします。
- ◆ 野村證券株式会社における購入単位は、以下のとおりになります。(購入後のコース変更はできません。)

一般コース(分配金を受取るコース)	: 1万円以上1口単位
自動けいぞくコース(分配金が再投資されるコース)	: 1万円以上1円単位

詳しくは野村ネット&コールのウェブサイトをご確認ください。

